

教師の防災手引き 学校地震対策 改訂にあたって

◆基本方針

平成9年度作成「教師の防災手引き」を基本に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災時の対応を検証するなかで新たに課題となる事項などを加筆し、見直しを行った。具体的には、

- ・地震発生時の児童生徒留め置き後の引き渡し・職員参集の原則
- ・児童生徒を学校に留め置いた場合の防災倉庫備蓄品の利用
- ・児童生徒の登下校時・在宅時(休日等)に地震が発生した場合の対応
- ・防災教育の指針
- ・東海地震予知情報等発令時の対応
- ・避難所設営への支援 保護者・地域・行政等との連携

等を加えた。

◆改訂・確認事項の概要

職員参集体制の確認

○勤務日・勤務時間は全職員参集

○勤務時間外における職員の配備基準（甲府市災害対策本部活動規定別表第2）

種別	配備基準	市役所人員	学校活動内容	学校配備人員
第一配備	○大雨・洪水・大雪注意報 ○震度4 ○その他市長の指令	○部長 ○部長が指名する職員	○校長は防災対策委員（*1）と連絡 ○被害状況調査 ○応急対策活動	○災害状況によって学校長判断
第二配備	○大雨・洪水・暴風・大雪警報 ○震度5弱・強 ○東海地震調査情報 ○その他市長の指令	○部長 ○部長の指名する職員	○災害対策本部に移行できる体制を整える ○応急対策	○校長・教頭は学校参集 ○防災対策委員・災害対策応急要員（*2）は校長の判断で学校参集
第三配備	○大規模災害 ○震度6以上 ○災害対策本部設置時 ○東海地震注意・予知情報 ○その他市長の指令	全職員	○災害対策本部設置 ○地震災害応急対策実施	○全職員自動参集

*1 防災対策委員：校長（委員長）・教頭・教務主任・防災主任・生徒指導主事（主任）・保健主事・学年主任

*2 災害対策応急要員：徒歩等により参集が可能な教職員のうちから予め学校長が指名

地震発生時の引き渡しの原則

- ・震度5弱以上の場合には原則学校に留め置き、安全を確認後に保護者・代理人への引き渡し（事前に保護者に周知）
- ・震度4以下は、各学校の実態に応じて設定（事前に保護者に周知）

学校留め置きを想定した備蓄

- ・児童生徒を学校に留め置いた場合、校内の安全で避難に適する場所に保護する。その後、避難所が開設されている場合には、避難所にて保護する。避難所が開設されていない場合においても、学校留め置き児童生徒のために防災倉庫の備蓄食料等を利用することができる。

登下校時の対応

- ・保護者・地域・学校等が連携し、事前に通学路上の危険箇所及び避難場所（避難地・避難可能場所）等を確認し、地震発生を想定した校区安全マップを作成する。
- ・自宅・避難場所・学校のうち、最も安全な場所に避難
- ・地震後、教職員による児童生徒の安否確認

休日・夜間等の対応

- ・休業日等に地震が発生した場合には、保護者の指示（あるいは事前に家族で設定された場所）で避難を行う。その後、学校職員による安否確認を行う。

防災教育の指針

- ・H23.9 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間とりまとめを参考に
 - ①周りの状況に応じて、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成
 - ②防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導充実
 - ③支援者としての視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める防災教育の推進
- ・震災後の「心のケア」については、「子どもの心のケアのために ー災害や事件・事故発生時中心にー」H22.7（文部科学省）を参考にする。

東海地震に関する情報が発令された場合の対応

注 意 情 報	予 知 情 報
○授業の打ち切り ○教師引率集団下校・引き渡しなど学校の実状に応じて判断し帰宅させる (家庭の状況に応じて保護)	○授業の打ち切り ○原則保護者（代理人）への引き渡し (引き渡し困難な場合保護)

避難所開設時の学校職員による支援

- ・大規模震災時において学校職員は、児童生徒の安全確保と、教育活動の早期再開を図ることが第一の目標となる。避難所の運営は、地域連絡員（市役所職員）と自治会代表者などからなる「避難所運営委員会」が行うが、学校としても避難所の開設・設営が円滑に行われるよう協力する。学校としては、「住民対応・避難所支援班」が中心となって、可能な範囲で協力・支援を行う。

保護者・地域・行政等との連携

- ・保護者・地域・行政等と連携を図った防災訓練・避難訓練等の実施に努めるとともに、地区防災訓練時の避難所運営等の計画段階において、それぞれの役割確認や相互理解を図るなど連携を推進する。